

○青森産官学人財育成パートナーシップ協議会要項

(平成26年12月25日学長裁定第26号)

改正 平成28年3月18日学長裁定第27号

第1 趣旨

この要項は、青森地域COC推進協議会要項（平成26年学長裁定第19号）第6条第2項の規定に基づき、青森産官学人財育成パートナーシップ協議会（以下「PS協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

第2 活動

PS協議会は、大学と地域社会の連携に関する事項について自由闊達に議論し、COC推進に係るパートナーシップを構築する。

第3 委員

PS協議会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長が指名する弘前大学の職員
- (2) 青森県及び弘前市の自治体関係者
- (3) 青森県内の企業関係者
- (4) 青森県内の報道関係者
- (5) 青森県内の市民活動団体関係者
- (6) その他会長が必要と認めた者

第4 会長及び副会長

1 PS協議会に、会長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、PS協議会の会務を総括する。

3 PS協議会に、副会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5 会議

1 会長は、会議を主宰し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6 委員以外の出席

会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

第7 関連組織との連携

PS協議会は、COC事業に関連する組織等と必要に応じ連携・協力・調整するものとする。

第8 庶務

PS協議会の庶務は、事務局関係各課等の協力を得て、参事役（COC担当）において処理する。

第9 その他

この要項に定めるもののほか、PS協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年12月25日から実施する。

附 則(平成28年3月18日学長裁定第27号)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。